

# 院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル

2025年1月1日発行  
医療法人社団緑成会  
横浜総合病院

横浜総合病院（以下、当院という）の院外処方箋について、保険薬局から処方医への疑義照会、確認事項等を減少することで、処方医や保険薬局の負担軽減を図り円滑な外来診療を実現するため、本プロトコルを定める。

## 1. 疑義照会を簡素化する項目

以下の5項目について、処方医の負担軽減、かつ患者の保険薬局での待ち時間短縮の観点から、包括的に薬剤師法第23条第2項に係る同意が得られたとして、個別の処方医への直接確認を不要とする。

- 同一成分医薬品の銘柄変更
- 同一成分医薬品の剤型変更（内服薬、消炎鎮痛剤（貼付剤））
- 同一成分医薬品の規格変更
- 一包化調剤の実施
- 処方日数の適正化

ただし、患者への十分な説明のうえ、同意がえられた場合にのみ実施する。また、医薬品の適応症や用法用量に変更がない場合に限る。

なお、必要に応じて実施される直接の疑義照会や法令遵守の立場を妨げるものではない。

### 1.1. 同一成分医薬品の銘柄変更

「変更不可」の指示がある場合を除き、先発品・後発品を問わず、同一成分の銘柄間の変更調剤を可能とする。

※漢方薬については、銘柄により成分や用法用量が異なる場合があるが、等量と判断できるものについては、変更を可能とする。また、この場合には用法変更も可とする。

### 1.2. 同一成分医薬品の剤型変更（内服薬、消炎鎮痛剤（貼付剤））

「変更不可」の指示がある場合を除き、内服薬の場合は錠剤・カプセル・口腔内崩壊錠の変更、また、効能又は効果が同一であることを確認した上で、粉碎投与指示に対する散剤（細粒剤、顆粒剤を含む）の変更調剤を可能とする。

「変更不可」の指示がある場合を除き、消炎鎮痛剤（貼付剤）については、湿布剤・テープ剤の変更調剤を可能とする。ただし、いずれの場合においても、薬剤師が医薬品の安定性や

薬物動態に問題がないと判断した場合に限る。

なお、配合剤と単成分剤の変更については、簡素化対象外とする。

### 1.3. 同一成分医薬品の規格変更

「変更不可」の指示がある場合を除き、別規格の医薬品が上市されている場合には、効能又は効果が同一であることを確認した上で、規格変更調剤を可能とする。

### 1.4. 一包化調剤の実施

患者の服薬状況に配慮して、アドヒアランス向上のため一包化が必要と薬剤師が判断した場合には、一包化調剤を可能とする。ただし、個々の医薬品の安定性に関して十分に考慮し、薬剤師が問題ないと判断した場合に限る。

### 1.5. 処方日数の適正化

薬歴上継続処方されている処方薬に残薬が生じている場合、ならびに1日おきに服用や週1回服用、月1回服用など指示がある医薬品が同一処方箋上の連日投与の他の処方薬と同じ日数で処方されている場合について、処方日数を調整（短縮）して調剤することを可能とする。なお処方日数を増やすことはできない。

## 2. 疑義照会の簡素化が不可能な項目

以下の項目については、疑義照会簡素化の対象とはならない。通常の疑義照会プロセスに従って対応すること。

- 1) 麻薬、抗悪性腫瘍薬に関する事項
- 2) 適応症が異なる医薬品の変更
- 3) 漢方薬の銘柄変更時を除く、用法の変更
- 4) 投与日数の延長や外用薬総量の増量
- 5) 処方薬の削除及び追加
- 6) 消炎鎮痛剤の貼付剤以外の外用薬（軟膏等）の剤型変更
- 7) その他、「1. 疑義照会を簡素化する項目」に該当しない事項

## 3. 処方変更、調剤後の報告

本プロトコルに従って処方変更を実施し調剤した場合は、変更内容及び該当患者の情報をFAXで下記宛に送付（書式自由）する。なお、情報提供文書の例を追補に示す。

宛先                   : 横浜総合病院  
FAX 番号             : 045-903-3098

#### 4. 疑義照会簡素化の手順

- 1) 本プロトコルについて内容を確認し、当該保険薬局は本プロトコルに関する講習を受けたうえで、「横浜総合病院 疑義照会簡素化プロトコル合意書」（以下、合意書）を取り交わす
- 2) 合意書を取り交わした保険薬局にて当院発行の院外処方箋を調剤する際は、「1. 疑義照会を簡素化する項目」に記載のある事項について、合意書に記載の運用開始日以降、プロトコルに基づく疑義照会の簡素化を可能とする
- 3) 疑義照会簡素化を実施する場合には、患者から同意を得て、処方内容を修正・変更する
- 4) 変更後、「3. 処方変更、調剤後の報告」を参照し、FAXにて報告する

#### 5. 疑義照会簡素化プロトコル合意書の取り交わし方法

合意書に必要事項を記載・押印し、2部作成する。2部ともに横浜総合病院 薬剤部宛に郵送する。当院にて必要事項を記載の後、1部を返送し、もう1部は当院にて保管する。

事前に下記問い合わせ窓口までご連絡の上、合意書の送付をお願い致します。

本プロトコルに関する問い合わせ窓口

横浜総合病院薬剤部

担当：廣瀬、倉田

TEL：045-902-0001（代表）

以上